

令和3年8月30日

保護者 殿

井原市教育委員会 教育長 伊藤祐二郎
井原市立野上小学校 校長 倉田 和彦

新型コロナウイルス感染症の予防接種に関する児童生徒等の出欠の取扱いについて

平素より、本市の教育活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在国において新型コロナワクチンの接種が進められ、満年齢12歳以上で、希望する児童生徒も接種できる状況となっています。

つきましては、児童生徒がワクチン接種する場合の出欠につきまして、次のとおり取り扱うことといたしましたので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナワクチンを接種する場合

- ① 接種日時や接種場所の関係等で、接種を受けるためにやむを得ず1日学校を休む場合には、出席停止の扱いとします。
- ② 接種を受けるために、遅刻または早退する場合は、その部分については出席停止の扱いとなりますので、遅刻または早退とはせず、出席扱いとします。

2 新型コロナワクチンの接種に伴う副反応が生じた場合

新型コロナワクチンの接種に伴う副反応かどうかにかかわらず、発熱等の風邪症状がみられること等から療養する必要がある場合は、出席停止の扱いとします。